

促進区域に係る都道府県基準について

令和4年8月1日

脱炭素社会推進課

環境管理課

促進区域について

- 本年4月施行の改正温対法では、脱炭素社会の実現に向け、市町村が再エネ事業の「促進区域」を設定可能とする制度を措置。
- 促進区域は、国が定める基準のほか、都道府県が基準を定めている場合には、当該基準に従い、市町村が設定。
- 促進区域内で行われる「地域脱炭素化促進事業（再エネ設備等の設置事業）」は、市町村の計画認定を受けることが可能であり、認定を受けた事業は、環境影響評価法に基づく環境アセスメント（以下「法アセス」）の配慮書の手続省略等の特例措置の対象※となる。

※法アセスの配慮書手続の省略は、都道府県基準が設定されている場合に限る。

【参考①】国の基準（促進区域設定に係る環境省令）

（環境省 地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第1版）P13引用）

国の基準

促進区域から除外すべき区域		市町村が考慮すべき区域・事項※		
原生自然環境保全地域 自然環境保全地域	自然環境保全体法	区域	国立公園、国定公園 （左表①以外）	自然公園法
国立/国定公園の特別保護地 区・海域公園地区・第1種特別 地域（①）	自然公園法		生息地等保護区の監視地区	種の保存法
国指定鳥獣保護区の 特別保護地区	鳥獣保護管理法		砂防指定地	砂防法
			地すべり防止区域	地滑防止法
			急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地法
生息地等保護区の管理地区	種の保存法	事項	保安林であって環境の保全に関するもの	森林法
			国内希少野生動植物種の生息・ 生育への支障	種の保存法
			騒音その他生活環境への支障	—

※ 促進区域に含む場合には、指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な区域／促進区域の設定の際に、環境の保全に係る支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な事項

府が策定する促進区域の設定基準等について

- 改正省令では、再エネ施設の種類毎に以下の環境配慮事項を都道府県基準として定めることとされている。
 - 促進区域に含めない区域
 - 促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項（配慮すべきエリアや配慮すべき事項）
 - 促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法
- 上記の基準に加えて、市町村が地域脱炭素化促進事業を積極的に促進するためにも、促進区域設定に当たって望ましいエリアや好事例も温対計画に位置付けることとする。
 - 促進区域として設定を特に推奨するエリア
 - 地域の経済活性化や地域課題の解決に貢献することが期待される地域脱炭素化促進事業

【参考⑦】都道府県基準に定める環境配慮事項の一覧

(環境省 地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック (第1版) P14引用)

太陽光発電

環境配慮事項の区分	環境配慮事項
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	騒音による影響
	水の濁りによる影響
	重要な地形及び地質への影響
	土地の安定性への影響
	反射光による影響
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響
	植物の重要な種および重要な群落への影響
	地域を特徴づける生態系への影響
人と自然との豊かな触れ合いの確保	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響
	主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響
その他	その他都道府県が発電施設の特徴、地域特性に応じて特に配慮が必要と判断する事項

風力発電

環境配慮事項の区分	環境配慮事項
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	騒音による影響
	重要な地形及び地質への影響
	土地の安定性への影響
	風車の影による影響
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	植物の重要な種及び重要な群落への影響
	動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響
	地域を特徴づける生態系への影響
人と自然との豊かな触れ合いの確保	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響
	主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響
その他	その他都道府県が発電施設の特徴、地域特性に応じて特に配慮が必要と判断する事項

【参考⑧】策定する基準の構成イメージⅠ（大規模太陽光発電施設）

（環境省 地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第1版）P17引用）

環境配慮事項	促進区域に含めない区域	区域等の設定根拠
水の濁りによる影響	・A県水源地保護条例で定める水源地、水源保護地域	・A県水源地保護条例
土地の安定性への影響	・砂防指定地 ・急傾斜地崩壊危険地区 ・地すべり防止区域 ・△△保安林 ・□□保安林	・砂防法 ・急傾斜地法 ・地すべり等防止法 ・森林法 ・森林法
植物の重要な種及び重要な群落への影響	・生息地等保護区 ・A県の希少種保護条例に定める区域	・種の保存法 ・A県希少種保護条例
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・ラムサール条約湿地 ・国指定鳥獣保護区 ・A県指定鳥獣保護区の特別保護地区 ・生息地等保護区 ・A県の希少種保護条例に定める区域	・ラムサール条約 ・鳥獣保護管理法 ・鳥獣保護管理法 ・種の保存法 ・A県希少種保護条例
地域を特徴づける生態系への影響	・世界自然遺産の資産及びその緩衝地帯 ・A県自然環境保全地域	・世界遺産条約 ・自然環境保全法、A県条例
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・国立/国定公園区域 ・A県立自然公園の特別地域 ・風致地区	・自然公園法 ・自然公園法、A県条例 ・都市計画法
その他A県が必要と判断するもの	・土砂災害特別警戒区域	・土砂災害防止法

【参考⑨】策定する基準の構成イメージⅡ（大規模太陽光発電施設）

（環境省 地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第1版）P18引用）

促進区域の設定に 当たって考慮すべき 環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及び その収集方法		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、 環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	収集方法	
騒音による 生活環境への影響	<ul style="list-style-type: none"> 保全対象施設（学校、病院等）の種類 住宅の分布状況★ 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 関係部局が示す情報 	<ul style="list-style-type: none"> パワーコンディショナの設置場所を調整して保全対象施設や住宅からの離隔をメートル以上確保すること、又はパワーコンディショナに囲いを設ける等の防音対策を講じること。★
水の濁りによる影響	<ul style="list-style-type: none"> 取水施設の状況 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS A県県民生活課WEBサイト 	<ul style="list-style-type: none"> 沈砂地や濁水処理施設等を設置するなど、適切な濁水発生防止策を講じること。
重要な地形及び 地質への影響	<ul style="list-style-type: none"> 「A県重要地形レッドリスト」に掲載されている情報 	<ul style="list-style-type: none"> A県自然保護課WEBサイト 	<ul style="list-style-type: none"> (促進区域に当該区域を含む場合) 当該地形の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。
反射光による 生活環境への影響	<ul style="list-style-type: none"> 保全対象施設（学校、病院等）の種類 住宅の分布状況★ 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 関係部局が示す情報 	<ul style="list-style-type: none"> 事業地の周囲に植栽を施すこと、太陽光の反射を抑えた仕様のパネルを採用すること、又はアレイの配置又は向きを調整することなど、保全対象施設や住宅の窓に反射光が差し込まないように措置を講じること。
植物の重要な種 及び重要な群落への 影響	<ul style="list-style-type: none"> 植生自然度の高い地域 特定植物群落 巨樹・巨木林 環境省レッドリスト A県レッドリスト 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS EADAS EADAS 地方環境事務所に聴取 A県自然保護課に聴取 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、当該地域の改変を避けた事業計画にすること。ただし、当該植生が点在している場合、事業者が、専門家の意見聴取・現地調査を行い、必要な措置を事業計画に反映する場合はこの限りではない。 当該地の改変を避けた事業計画にすること。 指定対象の改変を避けた事業計画にすること。 事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置※を講じること。 <p>※ 市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする種の生息状況とその保全に必要な措置について地方環境事務所やA県自然保護課に聴取し、促進区域と合わせて示す。</p>

促進区域の設定に関する環境配慮基準

1-1. 太陽光発電設備

(1) 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域※

環境配慮事項	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	区域等の設定根拠
土地の安定性への影響	・保安林 ・海岸保全区域 ・河川区域	・森林法 ・海岸法 ・河川法
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・国指定鳥獣保護区 ・京都府指定鳥獣保護区 ・生息地等保護区 ・生息地等保全地区	・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 ・京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例
植物の重要な種及び重要な群落への影響	・生息地等保護区 ・生息地等保全地区	・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 ・京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例
地域を特徴付ける生態系への影響	・自然環境保全地域及び歴史的 自然環境保全地域	・京都府環境を守り育てる条例

※ 当該区域の根拠法等の関係規定に照らして、施設の設置が困難な区域を定めたもの

1-1. 太陽光発電設備

(1) 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

環境配慮事項	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	区域等の設定根拠
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・国立公園及び国定公園の特別地域 ・府立自然公園の特別地域 ・保安林（風致保安林） ・近郊緑地特別保全地区 ・近郊緑地保全区域 ・特別緑地保全地区 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園法 ・京都府立自然公園条例 ・森林法 ・近畿圏の保全区域の整備に関する法律 ・近畿圏の保全区域の整備に関する法律 ・都市緑地法
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・保安林（保健保安林、風致保安林） 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林法
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・生産緑地地区 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産緑地法

(参考) 国基準により除外されている区域

原生自然環境保全地域 自然環境保全地域	自然環境保全法
国立/国定公園の特別保護地区、海城公園地区、第1種特別地域	自然公園法
国指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣保護管理法
生息地等保護区の管理地区	種の保存法

1-2. 太陽光発電設備

(2) 考慮を要する区域・事項等

環境配慮事項	考慮に当たって収集すべき情報	①「区域設定」に当たっての考え方	②「事業計画認定」に当たっての考え方	情報の収集方法
土地の安定性への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防指定地（砂防法） ・地すべり防止区域（地すべり等防止法） ・急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律） ・土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律） 	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域やその周辺を極力避けること。 ・当該地域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地、その周辺又は下流域に急傾斜地の崩壊や土石流等の災害が発生するおそれのある地域が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、土地の安定性への影響を回避又は極力低減すること。 <p>＜必要な措置の例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 土地の傾斜の状況等を考慮の上で、関係設備の設置範囲等を定める。 ➢ 地盤の特性や過去の土砂災害の発生状況等を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性が高い箇所の改変を避ける。 ➢ 軟弱な地盤には、土壌改良を行う。 ➢ 必要な箇所に沈砂池や土砂流出防止柵等を設置する。 ➢ 沈砂池の土壌堆積状況、沈砂池排水口の洗振状況等を定期的に確認し、適切に維持管理する。 ➢ 降雨後に沈砂池の土壌堆積状況、沈砂池排水口の洗振状況等を適宜確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府土木事務所、広域振興局、林務事務所に確認 ・京都府HP